

創作研修館 窯業設備使用（ガス窯）の注意事項

- 窯を使用する時は、創作研修館窯業設備使用（変更）承認申請書を窯詰当日に創作研修課に提出し、併せて使用料を（9時～12時、13時～16時）の間で総務課に納入してください。申請書もしくは使用料の納入がない場合、窯を使用することはできません。
- 窯を使用する際は、事前に窯詰めから窯出しまでの必要日数を事前に予約し、スケジュールを厳守して下さい。
- 陶芸の森の休園日には、窯詰め、焼成、窯出しはできません。
- 窯場内にある棚板、支柱、レンガ等は自由にお使いください。ヒビや割れがある窯道具は使用しないで下さい。窯出し後は十分冷めてから元の場所に戻すようお願いいたします。
- 窯使用中はすべてを自己で責任をもって焼成してください。窯詰め・窯出し等を職員が補助することは致しません。また、焼成方法が不安な方は職員と十分に相談の上使用してください。
- 緊急の場合は職員に連絡してください。開園時間中は創作研修課（内線333）閉園時間中は警備員室（内線350）に連絡してください。
- 夜間に陶芸の森に出入りする場合はサブゲートを使用してください。午前1時から午前5時までは警備員が対応できませんので、その間の出入りは避けてください。
- 5.2 m³ガス窯のガス窯は職員が窯詰めに補助しますが、17時までに窯詰めに完了できるようにお願いします。
- 5.2 m³ガス窯は職員が焼成しますが、始動時の昇温、設定温度への到達をご自身で確認して下さい。
- 窯使用後は箒や掃除機等を使って、炉内や窯周辺の清掃をお願いします。
- 窯出し・片付けが終わりましたら、事務所に申し出て、職員の確認を受けてください。
- 使用中に窯内や棚板等を破損した場合は、原状回復をお願いします。棚板用のコーティングはありますが、研磨用のグラインダー等の貸出はありませんのでご自身でご用意願います。
- 上記破損のうち、ご自身で原状回復ができない場合は、同等品を購入しての返却をお願いしますので、職員にご相談下さい。
- 引き出しなど危険な焼成方法はできません。
- 上記事項に従っていただけない場合や、利用中に陶芸の森の判断で注意した場合にご協力いただけなかった場合、以降の窯の使用を見合わせていただく場合があります。
- 作品の焼き上がりについての苦情、賠償には応じることができません。但し陶芸の森の瑕疵により発生した事案に関してはこの限りではありません。
- 昇温開始後の使用料の返金にはいかなる場合も応じることができません。但し陶芸の森の瑕疵により発生した事案に関しましてはこの限りではありません。